

令和3年11月定例会

総務委員会説明資料

未来創生文化部

目 次

I	提出予定案件		
1	一般会計予算	-----	1
	(1) 債務負担行為	-----	1
2	その他の議案等	-----	2
	(1) 条例案	-----	2
	(2) 指定管理者の指定について	-----	3

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 債務負担行為

一般会計

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
男女参画・人権課	徳島県立人権教育啓発推進センターの管理運営協定	自 令和4年度 至 令和8年度	308,000				308,000
次世代育成 ・青少年課	徳島県青少年センターの管理運営協定	令和4年度	56,943				56,943
文化・未来創造課	徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の管理運営協定	自 令和4年度 至 令和8年度	143,340			1,770	141,570

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例（未来創生政策課）

(ア) 廃止の理由

控除対象特定非営利活動法人の指定の有効期間が満了することに伴い、徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する必要がある。

(イ) 施行期日

この条例は、令和3年12月22日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

イ 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（次世代育成・青少年課）

(ア) 改正の理由

徳島県青少年センターの利便性の向上に資するため、同センターの位置を変更するとともに、新たに設ける施設の利用料金の基準額を定める等の必要がある。

(イ) 改正の概要

- ㊦ 徳島県青少年センターの位置を徳島市寺島本町西一丁目に変更することとする。
- ㊧ 徳島県青少年センターに新たに設ける施設の利用料金の基準額を定めることとする。
- ㊨ その他所要の改正を行うこととする。

(ウ) 施行期日

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(2) 指定管理者の指定について

ア 徳島県立人権教育啓発推進センターの指定管理者の指定（男女参画・人権課）

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳島県立人権教育啓発推進センター	徳島県徳島市南沖洲二丁目1番45-6-102号	特定非営利活動法人徳島ヒューマンネット	自 令和4年 4月 1日 至 令和9年 3月31日

イ 徳島県青少年センターの指定管理者の指定（次世代育成・青少年課）

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳島県青少年センター	徳島県徳島市東大工町一丁目9番1号	徳島県青少年センター共同事業体	自 令和4年 1月 1日 至 令和5年 3月31日

ウ 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者の指定（文化・未来創造課）

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳島県立阿波十郎兵衛屋敷	徳島県徳島市南二軒屋町二丁目3番3号	特定非営利活動法人阿波農村舞台の会	自 令和4年 4月 1日 至 令和9年 3月31日

